

奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域において、子育て中の保護者及びその乳幼児が集まり、相互の交流を通して、子育てに関する学習及び情報交換を行う自主的な子育てサークル（以下「サークル」という。）の活動を支援するため、その活動費について、予算の範囲内で奈良市子育てサークル活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象サークル)

第2条 補助金の交付を受けることができるサークルは、市内に所在し、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) サークルの会員（以下「会員」という。）のうち、市内に住所を有し、未就園児の保護者である者が5人以上であること。
- (2) 会員の3分の2以上が市内に住所を有すること。
- (3) 会費を徴収し、月1回以上活動する団体であること。
- (4) 政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を目的としないこと。
- (5) サークルの活動費に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となるサークルの活動（以下「補助対象活動」という。）は、次に掲げる活動とする。

- (1) 子育てに係る不安の解消を目的とした研修会又は講習会の開催
- (2) 子育て家庭の交流を目的としたイベント又は情報交換会の開催
- (3) その他市長が必要と認める活動

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象活動を実施するために要する費用のうち、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象活動に要する費用のうち食糧費、入場料、プレゼント代その他受益者が負担することが適当であると市長が認める経費等に係るものは、補助対象経費としない。

- (1) 報償費（講師謝金等）
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費、書籍購入費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、保険料等）
- (5) 使用料及び賃借料（会場借上料等）
- (6) 備品購入費
- (7) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、30,000円を限度とする。ただし、当該補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするサークルの代表者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（別記第1号様式）
- (2) 会員名簿（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 前年度決算書（別記第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の変更承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けたサークル（以下「補助対象者」という。）は、年度途中において補助対象事業の内容等の変更の承認を受けようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第8条 補助対象者は、補助対象活動が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（別記第5号様式）
- (2) 収支決算書（別記第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払等)

第9条 市長は補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、予算の範囲内で概算払又は前金払をすることができる。

- 2 前項の規定により概算払又は前金払を受けようとする補助対象者は、補助金の概算(又は前金)払理由書1部を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年5月19日から施行し、平成17年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和3年3月19日告示第126号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月28日告示第150号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われたサークルの活動に係る補助金の交付について適用し、同日前のサークルの活動に係る補助金の交付についてはなお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。